

平成28年10月発行

No.117

国家公務員共済組合連合会

主な記事

<重 要>

平成29年分「扶養親族等申告書」について	2頁
「扶養親族等申告書」の様式変更について	3頁
「扶養親族等申告書」に関するよくある質問 3~	4頁
<お知らせ>	
こんなときには届出を	5頁
短時間労働者の厚生年金保険の適用拡大について	6頁
全国年金相談会のご案内(11月以降開催分)	7頁
読者のひろば、原稿募集・お問い合わせ先	8頁



平成29年分「扶養親族等申告書」について

※遺族や障害の年金は非課税のためお送りしていません

■「扶養親族等申告書」は、「退職」または「老齢」を給付事由とする年金を受けている方のうち、平成29年中に支払われる年金の見込額が次の金額以上の方にお送りしています

- ① 65歳未満の方(昭和28年1月2日以後に生まれた方) ______108万円
- ② 65歳以上の方(昭和28年1月1日以前に生まれた方)で
 - ◆老齢基礎年金の受給対象の方 ——————————— **80万円**
 - ◆上記以外(退職年金、減額退職年金など)の方 -----158万円
- ◎ 上記の金額未満の方は、所得税および復興特別所得税の源泉徴収の対象ではないため、 「扶養親族等申告書」をお送りしていません。
 - ■「扶養親族等申告書」を提出した場合と、提出しない場合の源泉徴収税額が違います
- ◇「扶養親族等申告書」を**提出した場合 ──** 基礎的控除などの**所得控除があります**

源泉徴収税額={定期支給期月の支給年金額-所得控除額(基礎的控除額(月額)+人的控除額(月額)) $\times 2\pi$ 月 $\times \{$ 所得税率 $(5\%) + 復興特別所得税<math>(5\%\times 0.021)\}$

◇「扶養親族等申告書」を**提出しない場合 ──** 基礎的控除などの**所得控除はありません**

源泉徴収税額=(定期支給期月の支給年金額-定期支給期月の支給年金額×25%) ×(所得税率(10%)+復興特別所得税(10%×0.021)}

計算例

退職共済年金の受給者本人(無職)が64歳、支給年金額30万円(2ヵ月分)で、妻(無職)が61歳の場合

本人の基礎的控除額(月額) 102,500円、妻の人的控除額(月額) 32,500円

(提出した場合)

源泉徴収税額={30万円-(102,500円+32,500円)×2ヵ月}×5.105%

≒1,531円(2ヵ月分)

(提出しない場合)

源泉徴収税額=(30万円-30万円×25%)×10.210%

≒22,972円(2ヵ月分)



- ※ 詳しくは同封の「平成29年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の手引き」をご覧ください。
 - ■「扶養親族等申告書」の提出期限は、平成28年10月31日です(厳守) 例年より提出期限を早めておりますので、ご注意ください

「KKR 年金だより」処17

「扶養親族等申告書」の様式変更について

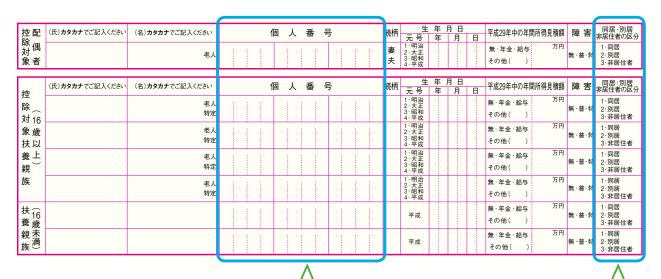
マイナンバー (社会保障・税番号)制度の導入に伴い、平成29年分から「扶養親族等申告書」の様式が変わり、記入方法の一部が変更になりました。

「扶養親族等申告書」の記入にあたっては、同封の「平成29年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の手引き」をご覧ください。

なお、「扶養親族等申告書」をご提出される際は、同封の返信用封筒で<u>提出期限(10/31)まで</u>に ご返送ください。

-主な変更内容-

- ○控除対象配偶者、控除対象扶養親族および扶養親族(16歳未満)の各欄に「個人番号」欄が追加されました。
 - ○同居・別居の区分欄に新たに「非居住者」欄が追加されました。



「個人番号」欄が追加されました

「非居住者」欄が追加されました

「扶養親族等申告書」に関するよくある質問



私は年金以外に収入はなく扶養親族もいません。この場合でも「扶養親族等申告書」を提出する必要はありますか。

また、「扶養親族等申告書」を提出しなかった場合はどうなるのですか。



年金以外の収入がない方や扶養親族がいない方であっても、「扶養親族等申告書」 を提出することで、ご自身の基礎的控除などの所得控除を受けることができますので、 **ご自身の所得控除を受けるためには、提出していただく必要があります**。

また、「扶養親族等申告書」を提出しなかった場合は、「扶養親族等申告書」を提出された場合と比べ、源泉徴収される税額が多くなります。(2頁の計算例参照)



昨年提出した「扶養親族等申告書」の申告内容に変更がありましたが、 「扶養親族等申告書」には変更した事項のみ記入すればよいでしょうか。 (平成28年分と平成29年分で申告内容に変更がある場合)



平成 29 年分の「扶養親族等申告書」には、控除対象となる方の**すべての事項を** 改めて記入してください。

変更があった控除対象者のみ記入した場合は、他の控除対象者について適用が受けられなくなりますので、ご注意ください。



現在年金を受けながら働いており、勤務先に「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出した場合、「扶養親族等申告書」を提出する必要はありますか。



お勤め先に「給与所得者の扶養控除等申告書」をご提出されている場合、当会に「扶養親族等申告書」をご提出されますと、所得控除が重複し、確定申告後、所得税額を追加納付しなければならない場合があります。これを避けたい場合は、当会へ「扶養親族等申告書」を提出する必要はありません。



質問

4

平成28年分の「扶養親族等申告書」を昨年提出していないことがわかりました。今年送られてきた平成29年分の「扶養親族等申告書」と一緒に同封して提出してもよいですか。



平成 28 年分の「扶養親族等申告書」を今回ご提出いただいても、当会で手続きをすることができません。

来年の1月中旬以降に当会から平成28年分の「公的年金等の源泉徴収票」をお送りしますので、確定申告(還付申告)でご精算ください。

お願い

- ◎ 同封の「平成 29 年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の手引き」を お読みいただき、提出する方は記入洩れがないようご注意ください。
- ◎ 年金から所得税を源泉徴収する際にご自身の基礎的控除などの所得控除を受けるためには、配偶者・扶養親族の有無にかかわらず、提出していただく必要があります。

「KKR 年金だより」12.17

こんなときには届出を



下記の事由に該当したときには、連合会年金部へ届出が必要です。

届出が必要な事由および対象となる年金

- 1. 年金を受けている方が氏名を変更したとき
- 2. 年金の受取口座を変更するとき
- 3. 年金を受けている方が行方不明になったとき
- 4. 国家公務員または地方公務員として再就職したとき(老齢・退職)
- 5. 国会議員または地方議会の議員になったときや議員を辞めたとき(老齢・退職)
- 6. ハローワークで求職の申込みをしたとき(老齢・退職)
- 7. 雇用保険法による高年齢雇用継続給付を受けたとき(老齢・退職)
- 8. 加給対象配偶者が年金を受けることとなったとき(老齢・退職・障害)
- 9. 加給対象配偶者と離婚したときや加給対象配偶者が亡くなったとき等(老齢・退職・障害)
- 10. 遺族給付を受けている方が婚姻等をしたとき(遺族)
- 11. 書類の送付先として住民票上の住所とは異なる住所を希望するとき
- 12. 年金を受けている方が亡くなったとき (日本年金機構や他の共済組合から年金を受けているときはそれぞれに連絡をしてください)
- ※平成27年10月の被用者年金一元化後の厚生年金に関する届出は、ワンストップサービスとして最寄りの年金事務所または各共済組合等のどの窓口でも受付します。(ただし上記4.を除きます)

詳しくはKKRホームページをご覧ください。

届出の用紙が必要な方は、お手数ですが連合会年金部へご依頼ください。

○KKRホームページの「各種届出用紙のダウンロード」からも印刷することができます。
http://www.kkr.or.jp/nenkin/dl/index.html | kkr年金 | 検索|

ホーム

厚生年金·退職等年金給付



届書ダウンロード



● 年金に関する届出が遅れますと年金が払い過ぎとなり、さかのぼって返還していただくことがありますのでご注意ください。

平成28年10月から、特定適用事業所に 勤務する短時間労働者は、新たに厚生年金 保険の適用対象となりました

この厚生年金保険の適用拡大により、現在、特定適用事業所に短時間労働者として勤務されている る退職共済年金や老齢厚生年金を受給されている方は、新たに<u>年金の在職支給停止(☞)</u>の対象となる場合があります。

● 特定適用事業所

厚生年金保険の被保険者数の合計が常時500人を超える事業所

● 短時間労働者

勤務時間・勤務日数が常時雇用者の4分の3未満で、以下の①~④の全てに該当する方

- ① 週の所定労働時間が20時間以上であること ③ 雇用期間が1年以上見込まれること
- ② 賃金の月額が8.8万円(年収106万円)以上であること ④ 学生ではないこと
- ※ ご自身の厚生年金保険の適用の有無については、お勤め先などへお問い合わせください。

☞年金の在職支給停止とは?

年金の在職支給停止とは、退職共済年金や老齢厚生年金を受給されている方が再任用や 再就職などをされて、厚生年金の被保険者等である場合、ボーナスを含む賃金と年金の 合計月額が一定の基準額(65歳未満の方は28万円、65歳以上の方は47万円)を超える ときに、年金の全部または一部が停止されることをいいます。

● 在職支給停止の計算方法は、平成27年10月の被用者年金一元化により、厚生年金制度に合わせて見直されており、一元化前は共済年金制度と厚生年金制度で停止基準額(28万円・47万円)が異なっていましたが、一元化後は年齢(65歳未満・65歳以上)で停止基準額が異なることとなりました。

(一元化前)

<u>公務員共済の組合員</u> 賃金+年金>28万円 <u>厚生年金の被保険者等</u> 賃金+年金>47万円



(一元化後)

65歳未満 賃金+年金>28万円 65歳以上 賃金+年金>47万円

- 上記の見直しにより被用者年金一元化前から引き続き年金の在職支給停止の対象となっている方で、一元化により年金の支給停止額が増えた方((例) 65歳未満の退職共済年金の受給者の方で厚生年金の被保険者等である間、停止基準額の変更(47万円→28万円)に伴い支給停止額が増えた方など)については、一定の条件のもと配慮措置が適用されています。この配慮措置は、厚生年金保険の被保険者等の資格を喪失したときに終了します。(転職や任期満了等、被保険者資格は引き続いていても、いったん資格喪失の届出をしたときは、同様に配慮措置は終了します。)
- 在職支給停止の計算は、各実施機関との情報交換により行います。このため、情報交換が行われた時期などにより、さかのぼって支給額の精算が行われる場合があります。

「KKR 年金だより」M:17

全国年金相談会のご案内



今年度の年金相談会は全国各地で開催しており、11月からも下記の会場で開催いたします。

「年金相談会」は、事前のご予約が必要です。

ご予約は開催日の一週間前まで承りますが、会場等の都合により定員になり次第締め切らせていただくこともありますので、年金相談をご希望の方はお早めにご予約ください。

予約受付専用電話 03-3265-9708

受付時間 9時30分~17時30分 (土日祝日、年末年始を除く)

※この電話番号は、年金相談会のご予約以外はお受けできません。

■開催日程(11月以降)

開催地	開催日	開催会場	開催地	開催日	開催会場
熊本県熊本市	11月11日(金)	KKRホテル熊本	岡山県岡山市	1月19日(木)	サン・ピーチOKAYAMA
大阪府大阪市	11月18日(金)	KKRホテル大阪	兵庫県神戸市	1月20日(金)	ホテル北野プラザ六甲荘
香川県高松市	11月18日(金)	ルポール讃岐	神奈川県横浜市	1月27日(金)	KKRポートヒル横浜
高知県高知市	11月25日(金)	高知共済会館 COMMUNITYSQUARE	宮崎県宮崎市	2月 3日(金)	ひまわり荘
福井県福井市	11月30日(水)	ターミナルホテルフクイ	鹿児島県鹿児島市	2月 8日(水)	ホテルウェルビューかごしま
石川県金沢市	12月 1日(木)	KKRホテル金沢	熊本県熊本市	2月 9日(木)	KKRホテル熊本
富山県富山市	12月 2日(金)	パレブラン高志会館	福岡県福岡市	2月10日(金)	KKRホテル博多
沖縄県那覇市	12月 2日(金)	沖縄県青年会館	大分県大分市	2月17日(金)	大分オアシスタワーホテル
山口県山口市	12月 8日(木)	KKR山口あさくら	和歌山県和歌山市	2月23日(木)	ホテルアバローム紀の国
広島県広島市	12月 9日(金)	KKRホテル広島	大阪府大阪市	2月24日(金)	KKRホテル大阪
滋賀県大津市	12月14日(水)	ホテルテトラ大津	奈良県奈良市	3月 2日(木)	ホテルリガーレ春日野
岐阜県岐阜市	12月15日(木)	ホテルグランヴェール岐山	京都府京都市	3月 3日(金)	KKR京都くに荘
静岡県静岡市	12月16日(金)	ホテルアソシア静岡	香川県高松市	3月 9日(木)	ルポール讃岐
鳥取県鳥取市	12月21日(水)	ホープスターとっとり	徳島県徳島市	3月10日(金)	ホテル千秋閣
島根県松江市	12月22日(木)	サンラポーむらくも	愛媛県松山市	3月17日(金)	KKR道後ゆづき
長崎県長崎市	1月12日(木)	ホテルセントヒル長崎	千葉県千葉市	3月24日(金)	ホテルプラザ菜の花
佐賀県佐賀市	1月13日(金)	ホテルニューオータニ佐賀			

※開催会場については、都合により変更となることもあります。

◎全国年金相談会のご予約をされた方には、開催日の2~3日前までに予約内容を記載した書面をお送りいたします。

●文書でのご予約

便箋等に「年金相談会の予約」と明記し、

- (1) 開催地、開催日、希望時間(午前·午後)
- (2) 氏名(フリガナ)、生年月日
- (3) 住所、日中連絡がとれる電話番号
- (4) 年金証書記号番号または基礎年金番号
- (5) 相談内容

をご記入いただき、下記送付先までお送りください。

【文書送付先】

₹102-8082

東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎 国家公務員共済組合連合会 年金部 年金相談室予約受付係

◆東京では年金相談室を常設しています

連合会本部に年金相談室を常設し、年金の ご相談等に応じています。

■年金相談室

東京都千代田区九段南 1-1-10 九段合同庁舎内 (相談受付:9:00~17:30)

土日祝日・年末年始休 ※予約は不要です



メ★★読者のひろば ※

私の大切なもの「母の形見」

今年のお彼岸に、愛媛県佐田岬半島の付け根に位 置する故郷に行って来たとき、おふくろが二十五年 前に亡くなったことや、おふくろが作ってくれた着 物のことを思い出した。若いころ私は海外勤務が多 く、二年に一度帰ってくる生活だった。

ミカンの収穫で忙しい最中の暮れ、おふくろは 私の二十五歳の厄年の正月に着せようと、大島の 生地の見本を見せた。歳をとっても着られるよう にと、少し地味な藍色の反物を肩にかけて、これ がいいと買って仕立ててくれた。それを妻に話す と、箪笥の隅から畳紙(たとうかみ)に包まれた下 糸の付いた四十七年前の着物を出してきた。薄暗 い電灯の下でおふくろが夜なべをしていた姿が目 に浮かび、ほろっと涙がこぼれそうになった。忙 しさにまぎれて一度も着ておらず、申し訳なく思っ ていたが、この正月に初めて袖を通した。この着 物がおふくろのただ一つの形見で、万感胸に迫っ てきた。

幼いころ故郷は、段々畑にミカン、裸麦、サツ マイモが植えられていた。畑の前には宇和海の 島々が広がる風景のなかで、正月には家族全員が 着物姿で羽子板、たこ揚げ、こま回しをして楽し

んだのを懐かしく 思い出す。



愛媛県 門田 浩治 さん(72歳)

私のいきがい「自作自演の紙芝居」

子供達が独立して主人と二人穏やかな暮しの中、 ひしひしと迫り寄る老いを感じたとき、孫の成長だ けを生きがいとしてこのまま何もせず人生を終わら せるのは、あまりにもなさけなく理不尽なことと自 問自答をくり返しました。

そんなとき、週に一度か二度自転車でやってくる 子供の頃の紙芝居を思い出したのです。

その頃はテレビなど一般にまだ普及しておらず、 情報源となるのはラジオと図書館での読書だけ、そ んな中での紙芝居は私にとって唯一の娯楽であって、 見知らぬ世界を知り得る子供なりの情報源でもあり ました。

そんななつかしい紙芝居に思いを馳せたとき、私 の老後の生きがいが決まったのです。

でも愚かしいことにそう簡単ではありません。文 章を考え絵を書くのは当然のこととしても、人前に 立って演じなければならないのです。最初は紙芝居 の舞台の後ろに頭を伏せて棒読みするだけのひどい ものでした。一人よがりの愚かさともどかしさを感 じながらも、こりずに依頼して下さった幼稚園の園 長先生、小学校の教頭先生や教師の方々、それに地 域の老人会、高齢者施設の方々の有難い御支援のお 陰で、恥ずかしながら紙芝居は老後の生きる支えで あって生きがいとなりました。

これからも支えて下さっている皆様方の期待を裏 切ることのないよう肝に銘じて、作品向上の努力を 惜しむことなく続けていきたいと思っています。

三重県 木村 禎子 さん(69歳)

<「読者のひろば |係より>

「読者のひろば」に毎回多数のご応募をいただき、誠にありがとうございます。

「私の大切なもの」・「私の生きがい」・「私が心がけていること」 などをテーマにした原稿を引き続きお 待ちしております。

ご投稿原稿は、200字以上600字以内で、題名および年金証書記号番号または基礎年金番号、住所、氏 名、年齢を明記して、連合会年金部 広報担当「読者のひろば」係までお送りください。

なお、原稿の返却はいたしません。また、掲載できない場合もありますのでご了承ください。

KKK 国家公務員共済組合連合会 年金部

[お問い合わせ先] 〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

☎ 03 (3265) 8141 (代表)

- ◆お問い合わせの際は、必ず年金証書記号番号または基礎年金番号をお知らせください。
- ◆電話番号をお確かめのうえ、おかけ間違いのないようご注意ください。

KKRホームページアドレス http://www.kkr.or.jp/nenkin/ kkr年金 検索へ